



環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成24年9月18日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき（仮称）富士通川崎工場再開発計画に係る条例
見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市中原区上小田中四丁目1番1号 富士通株式会社 代表取締役社長 山本 正巳
	指定開発行為の名称	（仮称）富士通川崎工場再開発計画
	指定開発行為の種類	大規模建築物の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区上小田中四丁目1番1号 （区域面積：約12ha）
	指定開発行為の目的	業務施設の新設等
	指定開発行為の内容	敷地面積 約120,600㎡ 延べ面積 約140,500㎡ 建築物の高さ 約60m
	指定開発行為の施行期間	平成25年9月（着工予定）～平成32年8月（完了予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成24年 9月18日（火）から 平成24年10月17日（水）まで （土曜日、日曜日及び祝日は除きます） 時間 午前8時30分から午後5時15分まで 上記期間中、本市ホームページにて見解書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm
	縦覧場所	中原区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	条例公聴会の開催について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例準備書関係住民から条例公聴会の開催申出があった場合で市長が必要と認めるときは、その開催について公告します。 ・ 条例公聴会開催申出書の提出期限：平成24年10月17日（水）まで（郵送の場合は10月17日消印有効） ・ 申出書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意しています。
	申出書提出先・問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156
今後の手続きの流れ	条例公聴会開催の申出がある場合	<p>申出がない場合</p> <p>↓</p> <p>① 条例公聴会の開催</p> <p>↓</p> <p>② 川崎市環境影響評価審議会での審議</p> <p>↓</p> <p>③ 条例審査書の公告</p> <p>↓</p> <p>④ 条例評価書の公告</p>
		市長が意見を聴こうとする事項について意見を述べることができます。
		環境影響評価の内容を審議し、その結果を市長に答申します。
		上記審議会からの答申を基に、環境の保全の見地から市長意見を記載した書類を公告します。
		条例審査書を基に、条例準備書の記載内容を再検討した上で、事業者の見解を記載した書類を公告します。